

MOTEGI
STREET Drag
SHOOTOUT Racing

2020 もてぎストリートシュートアウト
参加の手引き

Welcome Drag Race Fan !

もてぎストリートシュートアウトは誰にでも気軽に参加できることを目指したドラッグレースイベントです。是非あなたの自慢の愛車を思いっきり走らせてください。

イベントの最大の特徴はタイムスリップセッションの時間内に、あなたの好きなだけ走ることが出来るということです。そして参加ができる車両をなるべく一般的なアマチュアの範囲に限定しています。クラス分けなどのルールも分かりやすく、多くのドライバーが参加できるようにしています。

自分でいろいろな対戦相手を選んでレースを楽しんでください。

その結果、上位のタイムを記録すると QUICK 4 と呼ばれるトーナメントのセカンドセッションに進むことも可能となります。

QUICK 4とは、タイムスリップセッションの各クラス上位 4 台がトーナメントでウィナーを競うセッションです。1/1000 秒を争うバトルはドラッグレースの醍醐味そのものです。

しかしこの QUICK4 はあくまでもより楽しんで頂くためのスペシャルセッションという扱いですので、参加台数多数の時、降雨の場合などはタイムスリップセッションを優先し QUICK4 を行わず、イベントの成立をさせていただく場合がございますのでご理解、ご協力をお願い致します。

さあ、ステージレーンに並んでください。 *Fire it up !*

※2015 年よりトーナメントをタイムスリップセッションの各クラス上位 4 台の QUICK 4 と致します。

《総則》

1-1 イベント名称

2020 MOTEGI STREET SHOOTOUT (もてぎストリートシュートアウト)

1-2 主催および大会事務局

株式会社モビリティランド

ツインリンクもてぎ モータースポーツ課

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1

TEL 0285-64-0200 FAX 0285-64-0209

1-3 開催コース

ツインリンクもてぎ スーパースピードウェイ ホームストレート(逆走)

0～1000 フィート(304.8メートル)

1-4 開催種目

- ・ Sec7 (S7) 7.00 秒～7.99 秒以内
- ・ Sec8 (S8) 8.00 秒～8.99 秒以内
- ・ Sec9 (S9) 9.00 秒～9.99 秒以内
- ・ Sec10 (S10) 10.00 秒～10.99 秒以内
- ・ Sec11 (S11) 11.00 秒～11.99 秒以内
- ・ Sec12 (S12) 12.00 秒～12.99 秒以内
- ・ Over13(O13) 13.00 秒～

1-5 開催日程

Round 1 4月 5日(日)

Round 2 12月 19日(土)

1-6 イベント役員

プログラムおよび公式通知に示す。

1-7 参加車両

もてぎストリートシュートアウトに参加できる車両は、この規則書の車両規定(レギュレーション)に合ったもののみとする。

1-8 ドライバー、及びピットクルーの資格

～1) ドライバーは日本国内で有効な普通自動車免許証を開催日に及び所持していること。

～2) ピットクルー

ピットエリアにおいて作業が出来るクルーは、参加1台につき4名までとする。

MS 共済会に加入したピットクルーのみコース上に入ることが許可される。

ピットクルーはクレデンシヤルカードを常時携行し、コース上に於いては必ず見えやすい位置に提示すること。

いかなる場合においてもクレデンシヤルカードのない場合はコース内には入場できない。

オフィシャルはその権限によりクレデンシヤルカードの提示を求める場合がある。

1-9 MS 共済会の加入手続き

もてぎストリートシュートアウトに参加するドライバー、及びピットクルーは 18 歳以上とし、MS 共済会に加入を義務とする。

MS 共済会の加入は TRMC-S、SMSC 会員として登録される年間会員と、イベントごとに加入する暫定会員の2種がある。

- ① 年間加入は TRMC-S、SMSC 会員として登録され、所定の共済会を納めた方のみとする。

《 走行会員・・・¥10,000 ピットクルー・・・¥4,000 》

- ② 暫定加入は当該イベントのみ有効。

《 ドライバー・・・¥3,000 ピットクルー・・・¥500 》

1-10 参加申込と参加受理

～1) 参加申込は所定の書類に完全に記入したうえで、大会事務局へ郵送又は FAX、および WEBエントリーにて申し込むこと。

大会名	開催日	申込期間
Round1	4月5日(日)	2月10日(月)～3月15日(日)
Round2	12月19日(土)	10月25日(日)～11月29日(日)

※ 締切日必着

※ エントリー多数の際、申込期間に関わらず申込を、早期締め切ることがある。

～2) 参加料金は当日の参加受付時に支払うものとする。参加料金は以下の通り。

※参加料金には MS 共済会費は含まれておりません。

各クラス

1台/参加料金:¥13,000 (税込)

～3) 参加料金の返金について

天候等によりイベント中止となった場合下記の通り返金となる。

- ① 一度も走行できなかった場合⇒ 全額返金
② タイムスリップセッション1/2を過ぎず中止⇒ MS 共済会費を除き返金
③ タイムスリップセッション1/2を過ぎ中止⇒ 返金はありません(イベント成立)

1-11 参加においての心構え

- ～1) ドライバー及びすべての参加者は酒気を帯びた状態、及び違法な薬物などを使用した状態で参加してはならない。
オフィシャルはランダム、もしくは特定の者に検査をする場合がある。違反が発覚した場合は出場停止の処分が下される。
- ～2) ドライバー及びピットクルーは社会人としての責任を持った言動・行動を行なうこと。

1-12 クレデンシャルカード

- ～1) 交付されたクレデンシャルカードは本人のみに有効。その他の人への貸与が発覚した場合は、没収・出場停止などの処分を行なわれる。
- ～2) 競技車両運搬用の積載車、トレーラーなどのパドック内への通行は車両許可証が必要となり、それをフロントウインドーに常時提示することが必要。
- ～3) パドック及びツインリンクもてぎ内における通行、駐車、行動は公式通知と案内標識に従うこと。
- ～4) 紛失の際は身分証明を持参の上、運営本部に申し出ること。
※ 入場の際にゲート通行証を忘れた方は入場料をお支払いいただきますので予めご了承ください。また、お忘れにならない様、ご注意ください。

1-13 コンペティションナンバー（カーナンバー）

- コンペティションナンバーはドライバー固有の物とし、原則として年間を通して使用すること。
コンペティションナンバーはエントリー後、イベント事務局より発行され受理書にて通知される。
※車両総合レギュレーションは3-17参照ください。

1-14 車両名および広告

- ～1) 車両への広告掲載、塗色、ステッカー貼付は参加者の責任において行なうこと。
- ～2) 主催者が希望した場合、広告ステッカー類を所定の場所に貼付する必要がある。
- ～3) 車両による広告は、コンペティションナンバーの判読を困難にする色やデザイン、位置であってはならない。イベント役員によって不相当と判断された広告は修正・撤去が命ぜられる場合がある。

1-15 公式車両検査

- ～1) 公式車両検査(※以下、車検)は、指定場所に車両を持ち込み、受けること。
車検の実施場所は公式通知にて案内される。
- ～2) ドライバーは車両とともに指定の車検場にて車検を受けること。
- ～3) ドライバーは車検に次の物を携帯もしくは着用して技術委員の点検を受けること。

①参加受理書

②運転免許証

③装備品

	コンペティションマシン	それ以外のマシン
ヘルメット	以下のいずれかの基準を満たしていること。 ・JIS 乗車用安全帽 JIS T8133:2007 2種 ※旧規格 C 種(JIS T8133:1997)・JIS T8133:2000 も可とする。 ・Snell SA2000/SA2005/SA2010/SAH2010	
レーシングスーツ	SFI または FIA 規格の耐火炎スーツ	長袖・長ズボン
レーシンググローブ	不燃性のグローブで手がすべて覆われているもの。軍手不可。	
レーシングシューズ	運動機能を妨げず、肌の露出が少ない靴は可	

※ レーシングスーツ以外の装備品(アンダーウェア・バラクラバ・ソックス・シューズ・グローブ)についても JAF/FIA 公認の耐火炎タイプの着用を推奨します。

④車両検査登録証又は抹消登録証

※ ナンバー付き車両のみ

※ 仮ナンバーでの来場、出場は認められない。

- ～4) 車検を受けない車両やドライバー、検査の結果、参加が不適切と判断された車両やドライバー、また技術委員長による指摘に従わない車両やドライバーは、イベントに出場できない。
- ～5) 車検に合格したあとの車両の仕様変更は認められない。(パーツの交換、追加、取外)
※車両レギュレーションに適合するタイヤへの変更は可能。
- ～6) 技術委員は、車検の時間外であっても随時、参加車両の検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。

1-16 失格及び注意事項

参加申込書に署名をしていない場合、車検を受けない場合は参加の資格を失う。

以下 QUICK 4 に於いて

- ～1) 開始時間になってもステージングレーンに現れない場合。
- ～2) バーンアウトエリア以外でのバーンアウトを行なった場合。
- ～3) 車両自らの機能においてエンジンの始動が出来ない場合。
- ～4) グリーンライトを待たずにスタートをしてしまった場合。
- ～5) プレステージより先、ゴールまで区間にて中央境界線上を超えた場合、及び外側の壁に触れた場合。

～6) プレステージ後ドライバー以外の者が車両に触れた場合。

※ ラダー表 発表前に、車両のトラブルなどの理由にて出走が出来ない場合は、その順位以下が繰り上げとなる。

1-17 イベントの成立

タイムスリップセッションの 1/2 が完了した時点でイベントは成立とする。

1-18 賞典

表彰式は、各開催の各クラスの優勝者のみ表彰式を行なう。

※ シリーズポイント・表彰は設定せず、各イベント毎の表彰のみの開催になります。

1-19 罰則の適用

～1) 本規則、および公式通知で定められた規則に対する違反の罰は、大会審査委員会が決定し、違反者に通告される。

～2) 本競技会で大会審査委員会が違反者に課することができる罰則は次の通り。

①訓戒、嚴重訓戒、罰金

②出走取り消し

③以後のイベントへの参加拒否

但し、大会審査委員会は状況に応じて上記①の罰則の軽減及び、強化することが出来る。

1-20 抗議

参加者はオフィシャルの判定およびイベント運営に対する抗議を一切行うことが出来ない。

1-21 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

～1) 競技長が必要と認めた場合、ドライバーに対しメディカルチェックを要求し、イベント出場を健康上の理由による可否をすることが出来る。

～2) コンペティションナンバーの指定、ピットの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することが出来る。

～3) 保安上または不可抗力による特別な事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てイベントの延期、中止、取りやめを決定することが出来る。

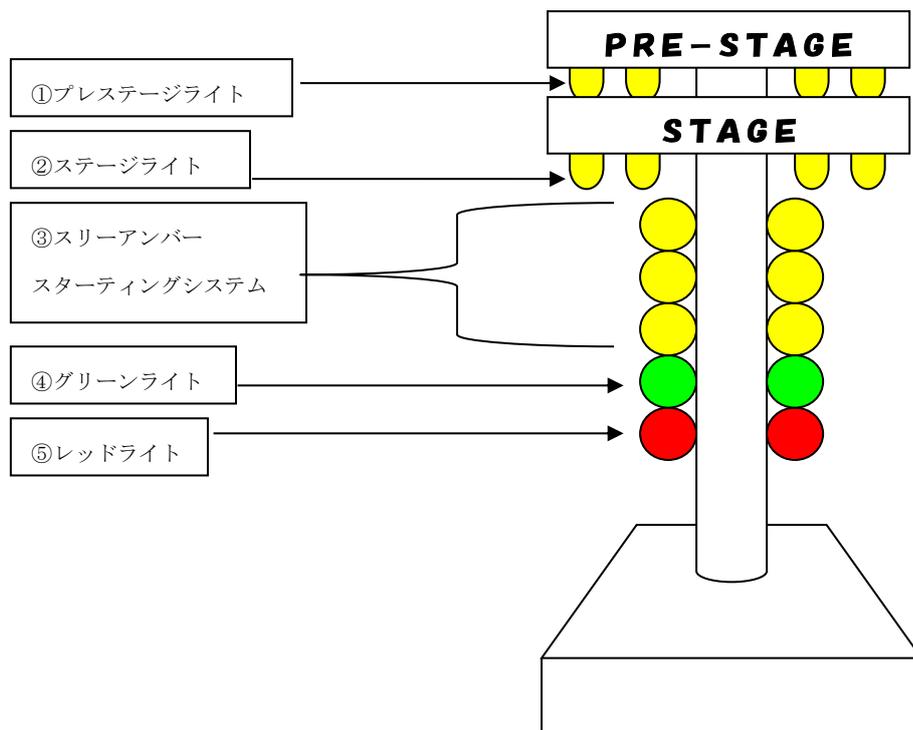
～4) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることが出来る。

～5) やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの氏名登録、または変更について許可することが出来る。

～6) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加者の音声、写真、映像、放映、出版に関する権限を有し、第三者が使用することを許可できる権限を持つ。

《進行・スタート手順》

2-1 スタートシグナル



スタートラインに7インチ(18cm)の間隔で2本の光電管が個々のレーンに設置される。

① プレステージライト

手前の光電管を前輪が横切ることによりスタートシグナルのプレステージライトが点灯する。

② ステージライト

2本目の光電管を前輪が横切ることによりスタートシグナルのステージライトが点灯する。

左右のレーンのこのライトが点灯するとレーススタートの準備が出来たこととなる。

③ ②の後、スターターの作動により、3個のアンバーライトが0.5秒ごとに上から点灯する。

④ グリーンライト

このライトが点灯と同時にレースはスタートとする。但し計測は前輪がステージライトを離れたときから始まる。

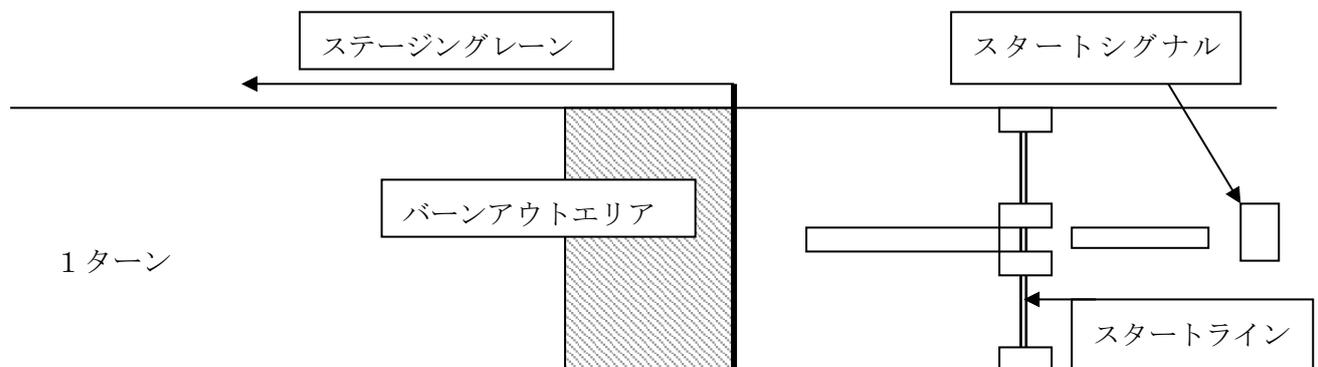
⑤ レッドライト

グリーンライトの点灯前に前輪がステージライトの光電管を離れるとレッドライトが点灯する。
(QUICK 4セッションでは失格となります)ただし、計測はされるので予選への計測は有効となる。

2-2 MOTEGI STREET SHOOTOUT イベントの流れ

- ～1) いつでも希望の時に走行できるタイムスリップセッションが主体として行なわれる。
また、付属イベントとして QUICK 4 (ドラッグレース) が、行われることがある。
- ～2) QUICK 4への出場者の選出及び発表は、場内放送及び掲示板にて行なう。各クラスより、タイムスリップセッションでの上位4名が出場できる。
タイムスリップセッションにて記録されたベストタイムがエントリーしたクラスのタイムを上回った場合、クラスを繰り上げる。
タイムを下回った場合のクラス繰り下げは行わない。
※ 参加台数多数の場合、クラス別けを行ない走行時間を分ける場合があります。
- ～3) 参加台数多数や降雨の場合などタイムスリップセッションを優先し QUICK4を行わず、イベントの成立をさせていただく場合がございますのでご理解、ご協力をお願い致します。

2-3 コース上各エリアの説明



2-4 ステージング

- ～1) 参加車両の移動はすべて自走によるものではないなければならない。牽引、二輪等による後押し走行などは禁止される。
- ～2) 参加車両は自らの駆動により、一連のステージングを行なわなくてはならない。
- ～3) プレステージライトを点灯させた後、ドライバー以外が車両に触れることは出来ない。
車両に触れた場合は失格となる。

2-5 ディープステージ

ステージライトを点灯の後、プレステージライトが消灯しても違反とはならない。

2-6 バーンアウト

- ～1) バーンアウトは指定されたエリア (バーンアウトエリア) でのみ、1度だけ行なうことが出来る。
バーンアウトはドラッグスリックタイヤ、及び DOT 規格のドラッグレース用ストリートタイヤを使用の場合のみ行なうことが出来る。
一般のラジアル、及びバイアスタイヤでのバーンアウトは禁止とする。
バーンアウトはオフィシャルの指示に従って行なうこと。

- ～2) バーンアウトに要する時間、距離は限られたものとし、その判断はオフィシャルにより行なわれる。
- ～3) バーンアウトエリアはウェット路面としドライ路面でのバーンアウトは出来ない。また、ドライホップも禁止とする。

2-7 バーンアウト後からステージング

バーンアウトの後、“U”ターンにての後退は禁止、及び失格となる。

2-8 レーンチョイス

◎タイムスリップセッション 自由

◎QUICK 4

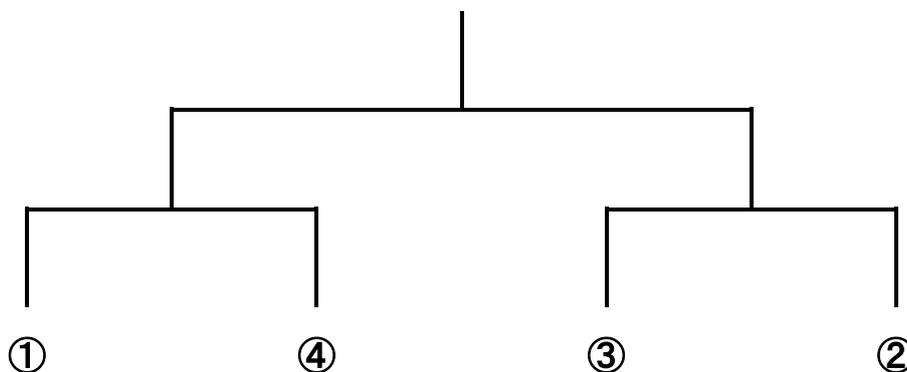
1回戦に於いては予選順位の高い者が選択することができる。

2回戦以降はその前の対戦時の E.T.の早い者に選択の権利が与えられる。

バーンアウト前であればレーンの変更が出来る。

但し、進行状況などにより、オフィシャルの判断にて認められない場合もある。

2-9 QUICK 4ラダー



2-10 シングルラン QUICK 4に於いて

ラダーの対戦相手がいない場合、もしくは対戦相手が何らかの理由によりステージングが出来ない場合はシングル(1台)にて走行を行なうこととする。

奇数台数での組み合わせ、もしくは対戦相手が事前に走行を取りやめた場合でも繰り上げ(シード)による対戦は行なわない。

QUICK 4でエントリークラスのタイムを上回った場合、失格とする。

総合車両レギュレーション

エンジン

3-1 車両(車体)

参加車両は基本的にはナンバー付きの登録車両とするが、コンペティション車両の参加も認められる。

その際、コンペティション車両の車幅、車長、及びホイールベースの変更は $\pm 10\%$ までは可とする。また、生産時のフレーム(ユニットボディ車の場合はサブフレーム)の 25%以上を使用していること。

3-2 過給機

過給機の追加・変更は認められるが、追加・変更者はレーシングスーツの使用を強く推奨する。

3-3 Nos の使用

Nos の使用は認められるが、使用者はレーシングスーツの使用を強く推奨する。

3-4 クーリング システム

エンジン冷却システムは生産時の位置にあること。

3-5 エアクリーナー

キャブレター及びインジェクションはエアクリーナーケースを取り付けるか、もしくはプレートにて吸気スクープの内部と密着してなければならない。

3-6 マフラー

変更は可能。但し、エキゾーストエンドが車体の下部にあり、車両の上面から見た場合に車両から出ているはならない。

3-7 燃料系統

燃料タンク、燃料パイプ、ホース、ポンプなどが室内に在ってはならない。燃料タンクを安全タンクに変更している場合に限り、このレギュレーションは当てはまらない。

クールカン(燃料冷却缶)はファイアーウォールから、6 インチ(150mm)離して装着しなければならない。

生産時に装着されたもの以外のゴムホースの使用は、接続を目的とする部分に限り、その長さは最大 12 インチ(300mm)までとする。

エンジン冷却用水など、総ての水にはオーバーフロー用のキャッチタンクが必要。

容量は 1 パイント(500ml)以上とし、取り付けはタイラップなどの簡易的なものではなく、確実に固定されていること。

3-8 オイルシステム

オイルポンプ、オイルフィルター、オイルタンクなどは室内装備することは出来ない。

3-9 スロットル

スロットルは足の操作によるペダルでなければならない。リターンスプリングはキャブレター、もしくはインジェクションスロットルアーム自体に直接取り付ける必要がある。

ドライブトレイン(駆動系)

3-10 ドライブライン(セーフティーループ)

ドライブシャフトのセーフティーループの取り付けを強く推奨する。幅 2 インチ (50mm) 以上、厚さ 1/4 インチ (6mm) 以上の鉄製で 360 度ドライブシャフトを被い、フロントのユニバーサルジョイントより 6 インチ (150mm) 以内に確実に取り付ける必要がある。

ブレーキ&サスペンション

3-11 ブレーキ

ブレーキは 4 輪の総てにドライバーの足の操作により作動する油圧ブレーキが必要。

3-12 ショックアブソーバー

ショックアブソーバーは 4 輪総てに各々必要。

フレーム

3-13 ファイヤーウォール

エンジンルームと運転席は、必ずファイヤーウォールで仕切られていること。

3-14 ロールケージ

ロールケージの装着: オープンカー、並びにコンペティションマシンは 4 点式以上のロールケージの装着を義務付ける。

※ オープンカーとは、車の屋根の一部または全部が、脱着式あるいは格納できる車両を指す。(タルガトップや T バールーフ等ルーフを取り外したあとに骨組みが残る車種については、クローズドボディ車と同様の扱いとする)

▼追加補足・・・ロールケージについて

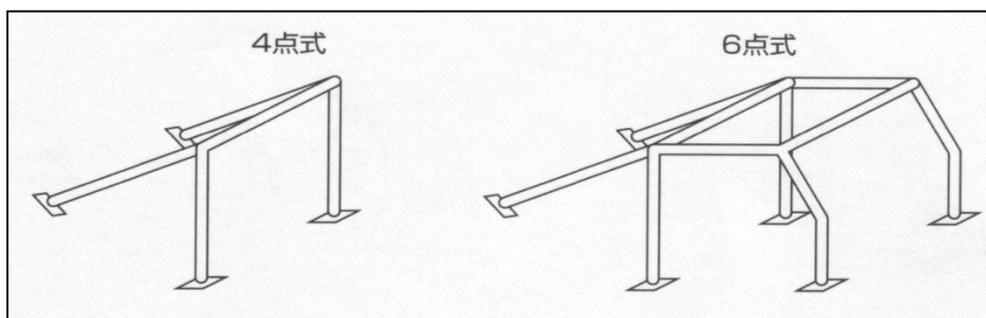
・車両が衝突または転倒した場合に、室内の大きな変形を防止するために構成されたパイプ。継ぎ手および取り付け部からなるフレーム構造を指す。

オープンボディの車両はすべて 4 点式以上のロールケージ装着を義務づけとする。

※ ロールケージよりヘルメットが外に出ない構造とすること。

※ ロールケージにドライバーの体があたるような部分は必ず保護パットを付けること。

※ 材質については鉄、クロモリ鋼、ステンレス等の金属(アルミニウムは不可)とする。



タイヤ&ホイール

3-15 タイヤ

タイヤの状態は車検員により判断される。トレッドは1/16 インチ (1.5mm) 以上なければならない。

3-16 ホイール

ホイールを取り付けるスタッドボルトは、その直径以上ホイールの外側の面より突出していなければならない。ボルトタイプの場合は内側に同様の寸法が必要。

はめ込み式のホイールキャップ、センターキャップは装着が認められない。

ボディー

3-17 コンペティションナンバー(カーナンバー)

クラス表示は高さ3 インチ (75mm) / 幅1 インチ (25mm) 以上であること。コンペティションナンバーは高さ6 インチ (15mm) / 幅1.5 インチ (38mm) 以上で表示すること。

表示は白色にて運転席の反対側のフロントウインドーと左右のサイドウインドーに行なうこと。

3-18 マスターカットオフ(キルスイッチ)

バッテリーの取り付け位置が生産時と異なる場合にはマスターカットオフスイッチの取り付けを推奨する。スイッチに繋がれる端子はプラス側を繋ぐこと。

サポートグループ

3-19 ジャッキ、ジャッキスタンド

ピットにおける作業時にジャッキのみの使用は禁止とする。必ずジャッキスタンドに車両を乗せて作業を行なうこと。

タイヤを回転させる作業の場合は、タイヤと路面の間隔が8インチ (20mm) 以上空けなければならない。

ドライバー

3-20 服装

参加ドライバーは長袖、長ズボンを着用し、履物は踵まで足総てが覆われる靴を着用すること。クルーメンバーにおいてもシャツを着用すること。ランニングシャツは禁止とする。

また、加給機の追加・変更、Nosの使用がある車両の参加者は FIA/JAF 公認の耐火炎レーシングスーツ着用を強く推奨する。

コンペティションマシンでの参加者は FIA/JAF 公認の耐火炎レーシングスーツ着用が義務付けられる。

その他

3-21 シートベルト

標準装備されている物、あるいは4点式以上のシートベルトを使用すること。

1967年以前の車両で車検にシートベルトが必要としない車両についても1968年以降の車両の車検に有効な物の装着が必要とされる。

コンペティションマシンに関しては、4点式以上、幅3インチ(75mm)のシートベルトを装備すること。組み合わせるバックル金具は、総てのベルトがひとつの動作で外れるクイックリリースタイプとすること。

ベルトのショルダーハーネスは肩より座席の背もたれに対して90度以下の角度で取り付けられなければならない。

ラップベルトは座席の幅より狭い位置に取り付けること。

フロアパネルに取り付ける際は生産時の取り付け位置を利用するか、2×2インチ(50×50mm)の厚さ1/4インチ(6mm)の鉄製のプレートをフロアパネルに挟み込み、使用するボルトは3/8インチ(10mm)以上のものを使用して確実に取り付けなければならない。

※ 4点式以上のシートベルトをコンペティションマシンは必須、それ以外のクラスに関しては、強く推奨とする。

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故(以下『事故』という)によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円~ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頸部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置